（明治四十一年十二月二十七日第三種郵便物認可）（日刊）日曜及祭日の翌日休刊 明治四十二年二月十八日（木曜日） 第三十七號 （一）

京城新報

社會縱横（十）

みどり

▲伊藤統監には歸東の途次郷里萩に立ち寄らるゝ筈の處驅逐艦が六連島より對州竹敷へ引き返へしたる爲め萩行は見合はすこと〻相成りたる由誠に以てお氣の毒い次第に候

▲申すも嗚滸𠍱間敷事ながら人間は年寄になると子供に立ち歸るとかの譬へ通り統監の君にも或は早や子供に立ち歸り且せずやと被察候而りダヾを捏ねるも子供ごこそ思へは附き添ひの者も爲すがまゝにし取り立てゝ立腹も笑ひもいたすべき者には無之候

▲箱根八里も大井川も今日にては汽車の力にて瞬く間に通過いたさゝるべく候何も驅逐艦が竹敷へ引き返へしたればとて故郷に歸れぬといふ譯はなし眞實故郷を省する心あらば假令赤脚に鞭打ちても歸り得らるゝ譯に候

▲尤も軍艦に美麗なる粧裝を施し身は是れ正服佩劍威儀棣々として歸省するに越したることは無之候へ共は時によりけりにて公の如く既に業に名成り功遂げし人物には今更らながら夫等の必要は無之却つて一蓑一笠他人の知らざる間に歸省いたす方年寄りらしくもあり又奥床かしく候

▲聞けば公が郷里熊毛郡の村民は公の功勳を頌し併せて斯郷より公の如き大人物の出でたるを譽とし銅像か石像か但し紀念碑かは知らねど兎も角公の像をば建設せんことを計畫し居らるゝ由依つて今回公の東上を機とし途次所謂公の御立寄を煩はさんといたしたるとか承知いたし居り候、思ふに之れに對しては公も滿更ら他山の石と放排斥いたさず[illegible]

[illegible]（十六日午後二時記）

瑞光餘影（一）

魚遊痴史

這度韓皇陛下西韓御巡狩に就き余も或る任務を帶て義州方面に遊ぶ其途上得たる處の俚曲小歌を錄し瑞光餘影と題して本紙の餘白を籍る事となしぬ。

▲宮廷列車南大門御發の光景を拜して

往古に前例も南大門の
開け行く代の聖皇の德

▲龍山驛を御通過の折り

雲の上へ人過ぎたまふ
進む御召車名も龍山を

▲臨津江の鐵橋にかゝりたる時

波ら靜づかに臨津江の
鐵條の架け渡わたる君

▲車中より開城の城壁を眺め其の甚く荒廢せる狀を見て

松[illegible]王都が偲ばるゝ
現今は開城寂れし復昔

▲新義[illegible]

[illegible]

文苑

◎門外の春色

浪々子

一昨日來の暖氣にフト春心になり、節を東門外に曳く、往くともなく終に淸凉里に迄遊ぶ、小川の清き流れに小雛魚の日向きよき處に集る所に韓童等が投石して嬉々として遊ぶ狀の如何に無邪氣なる、松林の彼所にいとも哀れに「アラ〻ン」曲を謠ふ聲の風に送られて微かに聞ゆる、赤餘家の中より調子面白く砧の音の反響し來る杯、恰も身は太古の世界に生れ來りたる心地ぞせらる城內の黃塵萬丈に較ぶれば殆ど天上界と地上界との別なるやに思はる、浴塵を洗ひ清新の氣を發はんとするものは試に門外に遊ぶべし、淸凉里可なり、孔德里可なり。

佐倉宗吾

（八）

[illegible]

…害になるべき物を、許して用ゐさせる事はないから、斯りや烟草を禁せられて然るべくと云ふ事に成て、愈よ御老中から其御達が出たから、斯樣な事を達しまするには、御上から初め、喫む事を廢めなければ成らぬさあつて、ズッと殿中は殘らず烟草禁制下は町奉行から町人に至るまで、以來烟草を喫んだ所を見付ければ、相當の罪に行ふと云ふ事に成た、サア大變、烟草屋は一時驚いた、けれども皆な隱匿して喫んで居るやうだが、表向き喫むことは出來ぬ、若し喫んだ所を、上役人に見付けられた時は大…

…なざゝ云ふ事は、言はぬで宜からう、總て目付と謂ふ者は、左右を振向かず致して、見て視ぬ振するのに、一の味ひのあるものぢや、其方は小鮮を煮る事を存し居るか、是は小さい魚を鍋に入れ、煮る時幾度も轉り反すに於ては、皆な崩れて仕舞う、又沙魚の小さきもの、海老の小さきものは、之を海老雜魚、沙魚雜魚などを申して、鹽辛く佃煮に致す時は、箸を懸けたり、幾度も煽つたり致すと、皆な細々に成て崩れて仕舞う、それをチットりと落付いて、トロ火で能く煮込んで、鍋を御してさまして挾み…

…れ入ります」と云て、其御仁政に服しました、爾う云ふやうに、御政治向でも、我が屋敷内の小事に取ても、總ての事に就いて始終御心を注がれる位でございますから、此時分佐倉領と謂ふものは、實に騷々と進み、御領分の民は皆な、殿樣の御仁德に、泰平樂を謠ふて居りました、と云ふのは、以前土井樣が佐倉の城主で任られた時に、郡方の役人に、極く惡い奴があつて、民を悉く虐たげたるが爲に、終に御國換に成た、是は殿樣が惡いのでない、下役人が惡いのでありますが、其後へ此堀田加賀守が御入國になりましたから、其御仁政が一段眼に立ちまして、御領分の者の喜びは一通りならず、親が仁に甘ゐるが如くでございます、夫だから佐倉の町へ入りますと、子守の如きに至るまでが「佐倉新町ア誰がれ立てやる、日本ひゝかす加賀の守樣」と云て歌に謠ひましたのであります。





京城新報

韓人の心得違ひ
●邦人官吏の臣稱●國旗破毀事件

日本皇帝陛下の臣民にして韓國政府の官吏となりたるものが韓皇及大皇帝に對して臣と稱ふべきや否やは今尚は疑問に屬しつゝある乎、大韓協會は之が疑義を宮相に向て説明を求めたり、余輩を以てすれば此問題は余りに明白にして何等の説明を要せざるべしと思ふ、然るに尚は一部のものは此問題を喋々せり、要するに之れ統監の命令が明瞭ならざる爲に疑義を起せるなり、甚しきには或る者の如きは自ら臣と稱して恬然憚らず、然れども斯る誤れる考へを持てるものも此頃に至りては其非を悟れるものゝ如し、全体日本人が韓國政府の官吏となりたる所以は第三協約の結果帝國が保護權を行使する便宜上成りたるものなれば韓國政府の官吏となれるは義務に非ずして權利なり、此等の官吏は韓國政府の施政を改善し良好なる政治を行はんが爲なり、假令韓國政府の祿を食み其官職を得ると雖も所謂韓國の臣民となりたるに非ず、宗主國の臣民として韓國政府の用務を辨すると云ふより外何等の意味もなし、斯る事に就て往々人を誤らしむるは東洋的思想にして、傭者被傭者の關係を君臣の如くに誤解することなり、傭者は君主にして被傭者は臣なるが如く解せるより斯る疑問は生じ來るなり、宗主國の日本人が韓國政府の官吏となれるは、傭者と被傭者の關係にして決して君臣の關係に非ず、一度び此關係にして明になるに於ては臣云々の問題は消へ去るべし、保護國民とは佛語のプロジデーにして宗主國によりて生命財産其他を安全に保護せらるゝの謂なり、韓人の總ては皆日本の保護民なり韓皇も太皇帝も此一部なりと解釋するを至當となす、若し夫れ之に加はり居らずと云ふものあらば开は東洋的思想にて禮を失すると云ふ觀念より來るものなり、實際に於て其保護を受けつゝあり、斯く解釋し來れば邦人官吏が臣と稱するの謂はれなからん乎、之に就ては多少異論者あらんも余輩は斯く信ずるものなり、要するに今に於て之を明瞭に定むるの必要あるなり、序でに北韓巡幸に於ける國旗破毀問題に就て辨ずべし、此事に就きては當時余輩は所見を述べて統監の反省を促したりき、斯る不敬の出來事も實際韓人等が保護國民と宗主國との意味を了解せざる所より來る結果なり、韓人等が邦人官吏を以て韓皇の臣なりと思へるが如く誤解せるを以て國旗破毀の如き不敬不埒極まる事をなすに至るなり、畢竟するに斯の如く韓人が宗主國に對して不心得なる言動をなすは統監が宗主國と保護國との關係を明瞭にせず、曖昧なる態度を以て韓人に對するが爲なり、若し夫れ統監にして日韓の關係を明瞭に闡明して些少の疑をも存せざらしむるに至らば斯る問題は生じ來らざるべし、保護政治を完ふせんと欲せば須く宗主國と保護國との關係を明瞭確然たらしめざる可らず、

東京電報

▲藏原氏の質問
藏原惟郭氏より間島問題及び安奉線鐵道附近鑛山發掘其の他の質問提出さる

▲統監の大磯着
伊藤統監は本日午後大磯に着し西園寺侯各大臣代理其の他朝野の議員數十名出迎はれたり

▲閔宮相入京期
韓國謝恩特使閔宮相一行は二十一日夜入京すべし

▲民團法の建議
居留民團法改正の建議は昨日の議會に於て大内暢三氏説明演説をなせしが結局十八名の委員附托となる

▲統監不歸任説
伊藤統監は今後渡韓せずして現職の下に内地に居り韓國皇儲の薫陶に從ひ韓國の政務は副統監此れに當るべし(以上十七日發)

▲豫算と貴族院
豫算案は貴族院に上り桂首相の説明あり審査期限を三十一日迄とす

雜報

●韓皇太廟展謁
韓皇には本日午前十一時三十分北泰門出御大廟を展謁し午後一時還御の由なり

●金融部開始期
東拓第一着の事業は土地の引繼きと金融部の開始なることは既報の如くなるが同部主任の岩佐理事も來る二十日頃には到着の筈にて愈々來る三月上旬若しくは中旬迄には貸付金融部を開始すべく内定したる由にて貸付に關する規定は其筋の認可を要するものもこれあるに付き目下取調中なりといふ

●無利子貸下の手續
韓國政府は補助貨幣の普及を圖る目的を以て全國の金融組合に約十萬圓の無利子貸下をなす事は既設の如くなるが今其の手續を聞くに地方金融組合より中央金庫に請求し中央金庫は其の取扱金庫を指定し組合に於て指定金庫より受領せしむるものなり

●宋秉畯不平談
十三日夜下の關新聞記者招待會にて宋内相は滿腔の不平を述べて曰く韓國京城に於る日本字新聞紙及通信には頗る誤謬多し寧ろ捏造の記事多し、日本人は例のベッセルを攻擊すれどもベッセル以上の日本人あるをに注意されたし若夫れ日本人官吏が韓國政府の各部に割據して互に權勢を爭ふ陋劣なる状態に至ては實に言ふに忍びず余は萬障を排して日本人の朝鮮官吏たることに同意したるも賢良なる日本人と共に韓國の改善を計り共に東洋平和を計らんとこそしたれ決して今日の如き權勢爭奪の府たらしめんためにあらず今日の如き醜態を持續したる結果果して如何、朝鮮の利害は扨て措き果して日本の爲に計りて利益なるや否や余は最早永く朝鮮に居らざるべし、模樣に依りては此の儘長く日本の土となるやも知れず日本人たるもの東洋の平和を思はゞ今少し真面目ならんことを望みて止まず云々

●分課規程改正
既報内部臨時軍用及び鐵道用地調査局廢止され其の殘務は土木局の主管となせし結果今回内部分課規程第四條調査課(土木局)分掌事務中に「臨時軍用及び鐵道用地殘務整理に關する事項」を添入せられたり因みに廢止せられたる調査局に在勤の職員は土木局在勤を命ぜられたり

●岡内部次官の出發
豫報の通り岡内部次官は輪千主事を從へ昨日午前八時四十分南大門發列車にて歸朝の途に就きたるが同驛には松井警務局長若林警視總監及具然壽副總監澤田地方局長其の他日韓人官吏多數の見送り人ありたり

●内部次官事務代理
岡内部次官上京中は松井警務局長次官代理をなす事となり同局長は昨日より次官事務を處理し居れり

●農業家副業の奬勵
農商工部は農家の副業奬勵に關し種々調査中なるが先づ製莚及び綯繩の奬勵をなすため今回日本内地より製莚及び綯繩の機械を取寄せ適當の場所に於て其の製作法を敎示する事とせりと云ふ

●日本人主事配置郡
既報本年度より日本人主事一名宛を配置すべき郡は左の五十郡とする筈なりと云ふ

京畿道 水原、仁川、開城、始興
忠清北道 清州、永同
忠清南道 懷德、公州、恩津、天安、洪州
慶尚北道 大邱、慶州、尚州、安東、延日、金山
慶尚南道 東萊、昌原、晋州、鎮南、密陽、
全羅北道 沃溝、全州、南原、錦山
全羅南道 光州、羅州、濟州、順天、務安
黄海道 海州、黄州、瑞興
江原道 春川、原州
平安南道 平壤、三和、安州、成川
平安北道 義州、龍川、定州
咸鏡南道 咸興、德源、北青
咸鏡北道 鏡城、富寧、城津

●日本留學生志願者
既報せし學部の募集せる八名の官費日本留學生の志願者は百十九名あり二十、二十一の兩日撰拔試驗を行ふ由なるが試驗科目は數學、理科、漢文、地理、歷史、日語、英語(隨意科)及び體格檢査ありと云ふ

●學部編纂本出來
學部が普通學校教科書用として編纂したる習字手本は此のほど日本にて印刷製本出來し既に各部へ來着したるが一卷より四卷に至る四冊とし一學年に二冊宛を使用する者にして一學年生徒用は主として諺文二學年生用は諺文に漢字三卷四卷は漢文となせり因みに代價は各一冊金八錢にて指定書店に於て販賣せしむといふ

●一昨夜の京城民會
一昨夜開會の京城民會は七時過ぎ民團役所樓上に開かれたるが出席者は十五名和田常一氏議長席に就き前回に引續ぎ協議會を開き大村氏劈頭に起つて内地に於ける中學校經費を引例とし當地中學校設立の急務を見るも是等多額の經費を支辨するの途なしとて尚早説を唱へ次で秋吉氏の委員附托説あり次で熊谷民長は本案の通過に努め夫れより二三議員の質問應答あり次で皆川氏實的例證を擧げて大村氏の説に贊成し中村氏は絕對的贊成演説を試み更に又山口太兵衛氏尚早説を主張せしが遂ひに之れを本會議に移すことゝし夫れより議事日程に入り第一號議案明治四十一年度京城居留民團規則第十號京城居留民團税則改正の件即ち戸別税土地税、營業税及び雜種税に就き第三讀會中火災の爲め遂ひに散會したり

●民會と税則の改正
別項民會に附せられたる税則改正の内容は戸別税の現行等級は最高千圓以內、最低五圓の二十四等に分ちあるが民團の趨勢は日を追ふて富者を増すと同時に亦一方には職を得るに難き者もあるを以て之れが爲め新たに特等三千圓以內及下級に三等を加へ二十七等とし最低を一圓五十錢とせる由又現行の土地税等級は四、の初に於て制定したるものなるに依り時價の變動に伴ひ之れに更訂を加へ、營業税及び雜種税も亦戸別税の例に準じ營業税に特等(一百圓以內)及七圓五十錢の等級を新設し、雜種税中料理屋、待合茶屋、芝居、茶屋及び飲食店に新たに特等(百圓)一二等(七十五圓)を設け仲居、酌婦の課税月額一圓を一圓五十錢に改め氷、アイスクリーム、ビール店等の如き季節營業者に季節税一等十五圓より五等三圓を賦課すべきものなりと

●民長問題の協議會
京城の有志者は民長官撰令撤廢に關し諸種の打合せをなすべく本日午後一時より日本人商業會議所に會合すべしといふ

●法務協會員の會合
在韓國司法會員は去る十五日同會本部に會合し韓國裁判所事務取扱に關し協議せし結果曾禰副統監石塚總務長官事務取扱を訪問し會員全体の意思を陳述したるが時宜に依りては代表者を東上せしめ伊藤統監の意見を叩く由なり

●咸南文川郡慘狀
咸鏡南道文川郡一帶の村落は昨秋四十年來未曾有の大洪水の爲め田畑の害を蒙れるもの非常に多く爲めに目下冱寒の際とて全郡民饑餓に迫り實に慘狀の極に陷り現に饑餓に迫れるもの千五百四十九人饑餓に迫りて他に移住したるもの七百三十一人將に饑餓に迫らんとするもの二千四百六十五人の多數に上り居るの實况なるを以て元山に於ける赤十字社愛國婦人會兩委員部にては率先協同して救助義捐金を募集し且つ同地の有志者と謀りて廣く篤志者の同情に訴へて義捐金の募集に着手し尚文川郡守等は韓人有志者と協議して救恤金の取纏めに奔走中にて赤十字愛國婦人京城兩本部に於ても元山兩委員部の報告申請に依り不取敢金五十圓を電送したる由なるが何分多數韓人が慘狀を極め居ることとて廣く日韓篤志者の同情によりて救濟の方法を得ることこそ緊急事なるべし

●赤十字婦人會彙報
▲有功章奉呈 韓國に於ける赤十字社業に對しては從來韓皇室より深甚なる保護を受け殊に昨冬總督巡幸に際しては皇居より特に優渥なる徽旨を賜り尚將來益々韓皇並皇后の御眷顧を仰ぐべきに依り今回松方本社長より有功章奉呈方統監宛申請に付き此程曾禰副統監より韓皇並に皇后に有功章を奉呈せられたるが右は日本兩陛下にも夙に御佩用を辱ふし居る由なりと

▲韓皇恩賜 韓皇韓國南西地方巡幸に際し赤十字社並愛國婦人會擴張奬勵の思召を以て釜山、馬山、木浦、平壤、新義州に於ける赤十字社愛國婦人會兩委員部に對し各金二百圓宛義州に於ける赤十字委員部に對し金二百圓御下賜ありたり

●藤村三越重役來城
東京三越呉服店重役同氏は一昨日滿洲より來城兩三日滯在

對東拓希望論評(其二)
一讀者

記者足下 帝國政府が補助を與へて東拓社を組織せしめたる趣意は何ぞ、小村外相は帝國議會に以て宣言せり、曰く戰役の結果帝國の地位一變し北經營を行ふべき地域の擴大を見るに至りたるを以て漫に吾民族を他國の領域内に散布するを避け可成一方面に集注するを要すと亦曰く拓殖會社を國家的に組織したるも之が爲めなり云々さ、依是觀之東拓會社の使命は顯然たり、

記者足下 今や東拓總裁以下此使命を帶びて來れり、果して小村外相の宣言則ち帝國政府の政策に副ふべき働きを爲し得ると思ふか、貸金利子の割合好きに着目するが如き小刀的施設は能く帝國の目的を達するに恰當の手段と云ふべき乎、

記者足下 東拓總裁及重役諸君は大に外債を起して雄大なる經營を爲すの勇ありと信ずるか若し夫れ此勇なきとせば東拓は到底近き將來に於て其大使命の幾分を顯現し能はずと斷定するは早計なる乎、余は信ず、總裁は韓の事情に通じ、理事は官界に於ける俊材必ずや雄偉の計劃を抱かるべし、唯余は其顯現の速ならんことを望むのみ、

記者足下 以上の期待を東拓總裁以下に寄するは決して不當に非ずと思ふ、非乎、

(其三)
上山生

京城新報記者足下 模範劇場との評判ある帝國座が建設されて羽左や、梅幸、高麗藏等が名優かつてる裡は所詮演劇も、心から觀る氣が仕無い、と謂ふた譯で、東洋唯一の金看板を掲げて八釜しい肩書き附きの先生方がゾロリと揃ふて之から一つと身構ふても中以下の俗人等は鐵金のゴ光に眼を眩するかも知れんが吾人は雖有とも何とも思はぬ、先づ一体宇佐川、吉原正副總裁は何を遣つて拓殖會社の眞價を世人に周知せしむる積りであらうか。會社が仕事すべき事項は既に世に公表されてある、なか〱立派である、之を充分に遣れば遺憾がない、資本金も充分で夫れに國家の後援がある、何んに不足がない併し之れ斗りでは芝居にならぬ。古い文句だが法は死物人に依つて活きると[illegible]第一會社を活動せしむるは人だ、即ち會社員の人物如何に因つて決定するのぢや、[illegible]辨の上役となつてチョット味な事でも遣れば直ぐ一旗の政治家とか事業家になつた積りの官人等は彼等をやりてであると褒める、夫れを善い氣になつて又之れを善い氣で遣てる拓殖會社もそれらしい、滿鐵會社は夫れであゝ、だから失敗しうか……羽左や高鹿では無理である。予は相人となりて拓殖會社の前途を憂へ。

公人私人

▲龜井安穗(勧業株式會社取締役) 一昨夜入京不知火旅館へ
▲山田虎一郎(全州典獄) 一昨日歸任
▲石崎憲兵中尉 一昨日歸任
▲小栗憲兵中尉 一昨日歸任

近事片々

▲近來● 火災頻々消防機關を整頓せざれば曖昧の憾あらんと警告したるは此頃の事也
▲然る● に亦も一昨夜火災あり斯くも火災の頻々たる民團理事者は大に努力すべき也
▲消防● 費の増額を速に實行して祝融氏の跋扈を防衛し市民をして高枕安臥せしめよ
▲宋内● 相は例によりて亦もや東京に於て頻に饒舌を弄して勝手次第の熱を吹き捲る
▲邦人● 官吏を目して種々なる駄批評をなかり
▲何處● を押せば斯る勝手の音が出るにや
▲其言● 説を以てすれば韓國の事は一手に引受けて切廻はせる如くに駄法螺を吹けり
▲成程● 之では統監政治の辨護には恰當の役者かも知れぬ偖も伊藤公は甚だ豪らき也
▲併し● 上手の掌から水が漏れる譬の如く時々軌道を逸して言ひ損じる事も間々あり
▲口舌● に雄なると鬪々しきと目先きの見へるとは全く渠が隨一の武器と云ふべき也
▲當分● 渠は日本に滯在すべしと云ふが其實伊公の爲に留められ居るにあらざるか否
▲伊公● も亦歸東毎に宋氏を伴ふは骨の折れた話併し渠の放し飼は或は危險ならんか
▲若し● 夫れ伊公にして辭任する場合は渠の所置は如何になすべきや之も亦の問題也
▲伊公● にして尚現職を續けば渠はまづ安心ならん今後成行次第にて渠の立場疑せん
▲完用● 氏内に留りて現閣の維持に勤む併し現閣は何時迄持續さるべきや計り知れず
▲曾禰● 副統監大に辣手を揮ふて裁斷すべしとの説もあるが之は例に依り風説ならん
▲岡次● 官東上して宋との會合に於て何事か協議せらるべしとの説も亦矢張虛説にや
▲大韓● 協會の金嘉鎭氏近來柄になく妙な擧動に出で邦人官吏臣稱質問の如き即ち是
▲金嘉● 鎭の如きは元老として溫和しく控へて居るが上分別今更政權病を起すは不可
▲政權● 病は何歳になりても止まらぬ者ど見へる偖も々々厄介千萬なる者共なるかな
▲原敬● 將さに歸朝せられんとす歐米の新空氣を吸ひ來りて如何なる怪腕を揮ふべき
▲既に● 歸らぬ先きに東鐵社長に擬せらる原敬氏の東鐵社長は或ははまり役なるべし
▲原氏● の歸朝に依りて政友會の態度も多少變ずる所あらん彼の活動や刮目の價あり

●仁川花町の刄傷
▲加害者直に就縛

[illegible]庄一(六十)と云へる前科七犯を有せる[illegible]及び廣島縣生れの北村喜代松(二十)其友人[illegible]二圓の酒肴を命じて鱈腹[illegible]たる末桐川[illegible]腹部へグザと突立てたるに北[illegible]事が聞付け現場に出張し風を喰つて逃走せ[illegible]敷島遊廓にて捕[illegible]

●天氣豫報(自十七日午後六時 至十八日午後六時)
[illegible]

▲加害者直に就縛 …りたり、さて玆に廣島縣加茂郡生れの桐川…るが一昨夜同地濱町松尾源一方に至り同人…一文なるに不拘遂に明石屋と云へるに登樓…猪子才など懷中より短刀取り出し北村…

又々京城の大火災

……火元は劇場本町座▲京城目貫の場所……

……全燒七戸半燒二戸▲損害約五萬五千圓……

仁川名物の火災は遂に京城に移轉し、新春早々既に大火三回とは豈に寒心の極みならずや、而かも其原因が何れも失火なりと云ふに至つては益々以て慨はしき次第なり、由來新開地の建築は一時的の者多く殊に臺所の構造杯は一層不完全の者多ければ各自の注意こそ肝要なり、今一昨夜本町二丁目本町座より出火し全燒僅に七戸に及びしも大火の摸樣を左に摘錄せん

▲警鐘の響き 一昨十六日午後十時頃市内各所の警鐘は寒風に伴ひ市民の耳朶を破り來り、さればまだ宵の內の事とて素破火事よと人々戸外に飛出で焔を目覓けて驅附けたるは何處即ち是れ**京城目貫**の**場所は本町二丁目**劇場附近なり同方面は**家屋**殊に**密集**し**紅蓮の焔**は乾き切つたる**軒續**きを嘗め廻し最初の形勢にては本町、明治町一体は如何なる慘狀をや呈すらんと人々安き心もあらざりき

▲消防の摸樣 まだ宵の中なりし事とて居留民團第一部及び第二部、皇宮、度支部、統監府の**各消防組**及**駐韓軍隊**並に**警察官、憲兵**等逸早く馳付警官は要所々々に**非常線**を張りて混雜を防ぎ、各消防は消火栓を使用して**必死**となりて働きたれば**道路狹隘**人家櫛比し居るにも拘らず數戸の全燒を以て消し止めたるは全く**消防力**に因る者と云ふべし

▲防火壁の効 辻屋及び日韓書房の裏手は本町座に**接近**し居るにも不拘**防火壁**を設け居りし事とて遂に**其難**を**免**れたるが、若し同家にして類燒せんか本町大通りは**由々敷き大事**に至りしなるべし

▲類燒又類燒 火元は前記本町座なるが同家は劇場の事とて**屋根高**く內間は**空虛**なる爲め火勢は**風を生**じて四方に**吹出**し忽ち隣家なる料理屋蝶々及び坂本喜三郎方に延燒し尚ほ前隣なる松尾醫院其他に延燒し見る〳〵家屋は崩壞し頗る**慘狀**を呈したり

▲發火の原因 其筋の取調に依る發火の原因なりと云ふを聞くに、本町座の**小屋番**を爲せる長崎縣西彼杵郡香燒村字江崎二番地平民高平竹松と云へるは、當夜**酒醉**して宵早く**就眠**し其妻あき(四十)と云へるが每夜**寢所**に**充**て居る**二階西南隅割座**の處に疊二枚を敷き周圍に**障子**を立て掛け其中に一尺角位の**木製火鉢**に火を起し小炭二合計りを入れ足し尚は其附近に木炭の大塊り二個を入れ添へたる儘放置し自身は小兒を連れて本町座の奥手に住む棟梁西本某の居室に至りて雜談中**午後九時三十分**頃**二階**に**火の手**を見たる西本は火事よと叫びて立ち上り二階に至りしに既に天井に燃へ移り**消止**むべき**手段**も**無**く見る〳〵**大事**に至りたるが要するにあきが起し置きたる火鉢の**火氣強**く木製の事とて四緣に燒け附き其れより疊に燬付き障子を傳ふて燃上りたる者ならん尚は發火時間は前記の通りなるが全く**鎭火**せしは午後十一時五分なりき

▲全燒と半燒 此災厄に遭遇したる類燒は左諸氏にして**此損害價格**は家屋約三萬八千圓、家財見積約一万七千圓合計**五萬五千圓**なりと

(全燒の部) 本町二丁目三十三番戸烟草専賣事務員田中虎太郎、同三十四番戸飲食店高橋壽吉、同三十五番戸飲食店小島屋之助、同三十六番戸料理店蝶々亭事金尾虎之助、同三十七番戸劇場本町座、同二十八番戸醫業師坂本喜三郎、明治町一丁目百八十八番戸、同百八十九番戸合併醫師松岡條七

(半燒の部) 本町二丁目三十二番戸飲食店城代傳四郎、明治町一丁目百九番戸大和湯事物部耕藏

▲大火災の後聞

▲支那領事館は本町座の直ぐ裏手に當る事とて同居留地消防組は**其構內**を**守備**し頗る警戒に努めたれば幸ひに事なきを得たり、

▲患者の藝者 松岡醫院に入院中の患者數名は醫院に護られ南山町二丁目飯塚齒科醫院に**避難**し又蝶々方藝者連九名は火氣の爲め**通路**を**塞**がれしも必死の勇を鼓して**裏塀**を**飛越**へ支那領事館構內へ避難したり、

▲奇特の數々 當夜本町二丁目中村耳鼻咽喉科院長中村健吉氏は醫員を督して繃帶其他藥品を準備し負傷者救護に努め、又林田金次郎氏の如きは自宅荷物運搬は之を放任し消火栓附近に冷水を浴びせられつゝ働き居る消防夫の側らにて火を起し之を溫まらしめ以て彼等が活動を助け其外三井物產、三越吳服店よりも炊出しを爲したり此外左の寄附あり

一金參百圓(罹災者一同へ) 本町座持主 森安吉

一金壹百圓 消防組へ 森久兵衛 前田熊市 進辰馬

一金貳百圓(消防組へ) (辻屋、江戸川、三越、日韓書房、眞劇合同團)

一金五圓(消防組へ)

▲雜聞 本町座附近は一戸だに保險を附し居る者なし、とは會社の方に於て**契約**を**拒絶**せる者なりと、當夜全燒せし阪本喜三郎は目下群山に赴き不在又大和湯主人も日本へ行きて不在なりしと、此夜火災見舞に**恭賀新年**と**記**るせる**名刺**を以て廻りし者ありしとか如何に周章の場合とは云へ慌て樣も又甚だし

▲火災に關する注意

火災の原因は已々の不注意に基因するは勿論なるが、殊に**京城の人士**は一層**不注意**なる嫌ひあるは近來屢々小火等の起るを見ても明かなるが、是に付き桐原消防部長は左の如く語れり

京城の家屋は多く臺所不完全にして火を失し易き虞れあり、近來一層失火の多きは最も忌はしき次第なるが、是れが豫防としても云ふべきは先づランプは成る可く金屬製を用ひ就寢の節は之を消し決して豆ランプ等を用ゆ可からず、溫突の燈火を注意し、煙筒は屋根より二尺以上突出せしめ時々掃除すべき事、煙筒は矢倉の下に金屬を張り周圍に格子あるを要す毛布又は薄き踏み込み易き者を掛く可からず、其外木製の火鉢、不完全なる火焚場、炊事場及び溫突近邊は一層注意を要す、夜中裸火を持ち室內を徘徊するは充分注意を要す、此外劇場、寄席、料理店、湯屋、鍛冶屋の如く常に多數の火を用ゆる者は非常なる警戒を要す、如何に警察官が注意するも個人に於て**留意**せざれば火災の豫防は期し難し云々、尚ほ火災の際と雖も消防出揃後は非常なる強風ならざる限り少し離れたる箇所は大抵避難の虞れ無ければ慌てゝ荷物を運搬し却つて多大の損害を受くる事あり、危險區域は警察官に於て注意を爲す筈なり、其他非常線を目して火事見物に來る彌次馬連多きも當局にては**官公職**を**帶**び**鎭壓上**に**關係**あるもの其他止むなき事情あるものゝ外決して通行せしめず否らざれば消防其他盜難豫防上困難少なからず云々

新德山 用燃料 無烟煉炭

●特色 火付善く火力耐久價格低廉
●用途 瀛鑵、暖爐、竈用に適す

● 周防德山海軍省煉炭所東隣
谷口無煙煉炭工場
京城特約店 京城清國領事館通 電話六〇三番 巴商會 韓國一手販賣

京城太平町二丁目
神田組

▲無料紹介欄▼

人事部

被雇度 法律事務に心得あり年齡二十三歲 姓名在社（一七〇）

被雇度 簿記に心得あり會社官廳を望む年齡二十六 在社（一七二）

履歷書 物理學校及中學校卒業の者數學物理日語教師に被雇度地方行にても宜敷俸給不論 姓名在社（一七三）

物件部

貸間 二階六疊二間床間押入付至急貸したし 旭町一の六十 京仁商會（一六一）

雜貨 見切品見世仕舞品及諸道具其他不用品何でも買入ます 旭町一丁目 旭町競賣所（一六二）

賣家 大和町三丁目遊廓裏道川端地坪約五十坪瓦葺平家造作付畳建具家付屋敷賣却致度 赤門閣（一六八）

貸間 旭町便利の場所に斷付上等貸間あり高等官亦會社員向御希望の方は電話六五九番に御紹介被下度候（一六九）

旭町一丁目山の下にて風景絕佳の土地建物付にて讓り度し 姓名在社（一七五）

慈善院近傍にて旧畑二十坪宗町步納家二棟農具各種小作又は讓渡しの相談に應ず 姓名在社（一七七）

貸家 京城明治町二丁目所在二階建五間畳建具完備開勝手元用水便利也家賃廿二圓、廿三圓、卅五圓（一七八）
明治町角藤田合名會社貸家係（電話二一〇番）

廣告

京城曙町（電話六八四番）
統監府御用
宮内府御用
軸物表裝
金銀屏風
額面襖貳式
壁張天井張
石川表具店

材木大發賣
弊店にて各種好品材木を具備し廉價放賣仕候其種類は左の如し
松丸太 大中小
同角材 各種
同板物 各種
右物品は多數有之候間入用の御方は御購買被下度候
京城永樂町二丁目赤門通
竹東材木店 告白

鴨綠江特種木材九州セメント取次販賣
末口一尺八寸以上長さ五間以上其他各種材
京城旭町三丁目
建築業 柴田芝六 電話五六八番

精良石油賣出廣告

旗票石油は
光力強度鮮明なり
容器美麗堅固なり
容量充滿なり
無色透明なり
臭氣極少なり

各位愈々御繁榮大慶至極に奉存候今般弊社の出張所を當國に設け旗票と稱する最上等石油を輸入し精々廉價に販賣致し試御試の上精々御購求の程偏に奉願候 敬白

ライジングサン石油株式會社
韓國出張所

特約販賣店
仁川本町四丁目 仁川英油組合
釜山本町二丁目 釜山英油組合
京城本町三丁目 京城英油組合

▲轉宅荷物運搬（京龍間建築材料其他荷物）

弊店儀今般右の營業を開始仕候に付ては貨物の多少及び大小遠近に拘はらず御需命に應じ可申尚は弊店は責任を重んじ万一御委託物に對し店員の不注意より損害を加へ候節は弊店に於て其賠償の責任と決して御損失は相掛申間敷候間續々御用被仰付度此段謹告候也
京城南大門通り二丁目二十番戸三浦商店向側
店主 有田豊太郎
有田運送店

廣告

時下寒明ノ候ニ相成先以テ無事ナル御方々ハ御安靜之段奉賀候就而本年八酉年トテ古人ノ詞ニ酉年ハ火災多シト依テ此災害ヲ未前ニ防クノ條件ヲ守ラバ必ズ災害ノ憂ナシ

第一 貴重ナル寶物ハ高﨑製金庫ニ貯藏スル事

第二 戶前窓口等ハ日英米特許ノ防火扉ヲ付クルコト

第三 消防用トシテ東京岡崎製ノポンプヲ備付クルコト

右ノ通ニ付未タ据付無之諸君ハ左記ノ處ニテ御買求之程目下之急務ニ有之候定價表御入用ノ方ハ申越次第呈送ス

高崎製金庫 韓國一手販賣
京城支那領事館通
清韓洋行 電話四九四番

最近ノ火災ニテ實地證明ハ
明治四十年三月五日仁川大火ノ節
第二號形 宅合名會社
第七號形 前之園煙草店
第六號形 日々新聞社
第六號形 龍山兼古
第三號形 仁川醬油會社

東京火災保險株式會社
明治廿年創立資本金一千萬圓
日本火災保險業の嚆矢
代辦店 山口吳服店
事務所 京城本町二の三 電話九番

●募集廣告◎

一 隨意科 學科目 物理 午後一時より 化學 午後五時迄 數學 午後八時より午后十時迄
一 本科 算術 代數 幾何 英語 漢文 每週 每週 同 同 同 二時間 三時間 一時間 二時間 二時間

右二月十六日より授業開始（付右學科の者は至急申込れたし）
京城曙町（總督府裏下る）
物數學會



縫外れ不完全の品有之候節は何の販賣店にても御引替可申候

（營業課目）
普通足袋、土方足袋、馬丁足袋、ゴム底足袋、刺甲足袋、裝束地一式、瘢靴下、裏草履、タオル、メリヤス各種、スレバー、手袋、ハンカチフ、輕便靴、三益蠟燭、其他雜貨
京城日の出町（學校下）
やま玉足袋御賣出張所

▲淸潔の下宿▼
客室の淸潔と調理の美味と御扱の懇切こを特色こして下宿營業仕候間賑々敷御投宿の程御願申上候
壽町二丁目十番戶橫小路（元花屋跡）
かめ屋

▲懇切の下宿▼

會席御料理

本町八丁目
富士見樓

小田原名產漬類
いかかつを鹽辛
佃煮類 東京 卿庵
其他萬缶詰物 明治町一丁目四ツ角
御小賣

西山商店

破天荒の大安賣出し

時下餘寒尙難凌の候四方各位樣益々御淸榮奉賀候弊店儀御陰を以て日に增し隆盛に赴き候段難有奉多謝候就ては平素の御愛顧に酬へん爲め本日より向ふ一週間を限り特別破格の大廉價を以て販賣仕候間何卒御購求の榮を得たく候也
明治四十二年二月十六日
京城本町理事廳前 富田製靴本店
同 本町六丁目 同第一支店
同 南大門外 同第二支店

特約販賣 自製
漬物 味噌 醬油 製造元
京城本町五丁目
大上商店（電話二五一番）
和洋酒、◯精酎、穀物類、銘茶、鑵詰、乾物荒物食料雜貨、ビール、米糀、塩辛各種特約販賣
尙御望に依り商品切手調進仕候

營業科目
活版活字鑄造 石版銅版 木版彫刻 コロタイプ版 寫眞版 謄帳簿 製本裝釘

今般日韓圖書印刷株式會社ヲ日韓印刷株式會社ト改稱致シ左記ノ處ニ新築落成仕候間倍舊ノ御愛顧之程奉願上候也
日韓印刷株式會社
本社 京城明治町三丁目 電話（三二三番）
東京出張所 東京京橋區南鍋町一ノ十 電話新橋（三九六二番）

●大勉强●
肴 五品 御一人前 一圓七十錢
折詰 一個 御二人前 三圓
御酒 三本 御三人前 四圓五十錢
藝妓 一時間
其他御好みに應し宴會等は尤も御勉强可仕候條尙洋食洋酒等も備付有之候

會席御料理
京城本町六丁目
花屋

御注意
近頃弊店の名儀を語り諸方を徘徊致す者有之候に付弊店の覺ねなき物品を精求に御足勞被下候事度々に御座候故御引立の御方樣へ御得意廻りの厚司の襟に必ず陸軍御用近江屋洗濯部の印に何卒御注意の程御奉願上候

陸軍御用
諸官舍御用
西洋洗濯
萬染物
洗張
ゆのし
しみぬき
御紋上繪
並に
幕調進
龍山新市街北櫻町
商號 近江屋
電話カセツ中

代書部
一 訴狀諸願屆申請書類調製
一 定款規約書等作成
一 登記登錄證明願手續
一 外國旅劵出願代辨
一 官地貸拂下出願代辨
一 諸工事殖林等設計
一 土地建物鑛山測量製圖

紹介部
一 田畑宅地鑛山賣買貸借仲介
一 電話店舖等讓渡仲介
一 船舶其他大物品賣買仲介
一 金錢貸借仲介
一 債劵證劵類賣買仲介
一 諸大家書畫揮毫紹介
一 諸外國語通辨並飜譯
本事務所は誠實を旨とし堅く秘密を守り普通事務は即時解決し依托事件を迅速に成効せしむることを期す
京城本町一丁目（民團役所筋向）
佐々木事務所

開業
ゴム印諸印章彫刻及石版印刷廣告の爲め特にゴム印はアルミニユーム式赤色ゴムを用い木印同一の價格にて大勉强仕候
京城旭町二丁目歌舞伎座前
武田耕玉堂

青々園
風味越味實質の三者を兼備す
正銘宇治茶京都の茶器
故に尤も進物用に適當なり

京城本町四丁目
茶及茶器商 青々園茶舖

日本郵船株式會社
仁川出帆廣告 電話十番
貨物及船客取扱店
仁川海岸通
郡回漕店 電話三九番

釜山長崎門司神戶行 二月 日後三時出
山東丸
大連行 高砂丸 二月 日後一時出
大連、大沽行 山東丸 三月 二日前五時出
大連、大沽行 酒田丸 三月 四日正午出
釜山出帆、元山、淸津、浦鹽行 上川丸 二月二十四日
御注意 御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送り可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ船解纜ノ事

●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金州五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月金
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢▲廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城西小門通 京城新報社 電話六六三番